

別表 1 -① 【葬祭事業用】（第 6 関係）

項目	基準	提出書類	確認
1. 組織体制	葬祭事業を行う場合、次のいずれも満たしていること。 （１）甲府市内に独立した葬儀店舗を有していること。 （２）葬儀に必要なホールまたは祭壇を確保できること。 （３）葬儀に必要な遺体搬送対応が可能であること。 （４）葬儀に必要な遺体保管設備の提供体制を確保していること。 （５）主体となって葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち会うことができること。	・様式第 7 号「営業の概要」を提出する。	
2. 契約の締結	次のいずれについても、正確かつ分かりやすく、公表していること。 （１）提供するサービスの内容 （２）サービスごとの費用 （３）相談受付場所・連絡先	左欄の（１）～（３）について、内容が分かるチラシや事業者のウェブサイト等に掲載している写しを提出する。	

3. 契約の履行	契約履行について、葬儀サービス提供後、速やかに、内容が分かる書類を添えて、市に報告することができること。	・ 葬儀サービスを実施した日時、場所、費用等の内容が分かる書類を写真を添えて提出する。	
4. 生前契約費用の管理 ※実施している場合のみ	1 利用者の生前契約費用を管理している場合、次のいずれも満たしていること。 (1) 生前契約費用の管理について、仕組みを整備していること。 (2) 事業者の運営資金とは区別して管理していること。 (3) 自社の専用口座で管理する場合には、個々の利用者ごとに出入金の記録を保存・管理していること。	・ 生前契約費用の管理について、仕組みが分かるものを提出する。 ・ 事業者の運営資金とは区別して管理していることが分かるものを提示する。 ・ 事業者の専用口座で管理する場合には、個々の利用者ごとに出入金の記録を保存・管理していることが分かるものを提示する。	